

令和2年2月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和2年2月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和2年2月18日（火曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース会議室
- 出席委員 小林仁教育長
北嶋節子委員
岩崎勤委員
赤木信之委員
- 教育委員会事務局
教育部長 鶴見俊之
学校教育課長 佐山敦勇，給食センター係長 森早苗
指導課長 鶴見力男，生涯学習課長 関根智
スポーツ振興課長 駒井勝男，学校教育課学務係長 廣江智子

1 付議案件

- (1) 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- (2) 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令の制定について
- (3) 議案第4号 結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令について

2 報告事項

- (1) 報告第5号 教育長報告について
- (2) 報告第6号 令和2年度学校給食センター物資納入業者について
- (3) 報告第7号 第20回結城シルクカップロードレースの結果について

◎議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

◎議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令の制定について

◎議案第4号 結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令について

学校教育課長

教育委員会を始めさせていただきます。

本日は、定例会傍聴の希望者はありませんでした。

それでは、小林教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

改めまして、こんにちは。

中学では大変お世話になりまして、ありがとうございました。

本日は、中村教育長職務代理者より欠席の連絡がありました。出席委員は3名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年2月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人の指名をいたします。赤木委員に署名をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

次第2、議案上程は3件でございます。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、また、第3号、第4号についても同様に、訓令等の改正についてでございますので、事務局より第2号から第4号まで一括で、関連がございますので、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、本日の資料の1ページをご覧ください。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について。

上記議案を提出する。

令和2年2月18日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

それでは、ご説明いたします。

2ページ、3ページにA4の両面刷りで会計年度任用職員制度に係る規則等の改廃についてということで資料がありますが、教育委員会については3ページの5、6、7になります。5番が議案第2号、6番が議案第3号、3ページ、7番が議案第4号というふうになっております。

こちらは、平成29年法律第20号として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されました。これに伴って令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員が創設されるために、関係教育委員会規則において会計年度任用職員に関する規定を整備する必要がありますので、今回この議案を上程いたしました。

また、議案第3号については、規則ではなく、教育委員会教育長訓令の

整備に関する訓令ということで、続いて第4号については、結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正するということになります。

まず、議案第2号について、こちらで会計年度任用職員の制定に伴う規則が7規則あります。この7規則を一括して改正する整備に関する規則を制定するというので、7つの規則を第1条から第7条というふうに7つの項目に分けてそれぞれ変更点、改正する点を改める規則を制定するものです。

資料の6ページになります。

こちら第1条は、結城市教育委員会事務局職員の職の設置規則ということで、今回、会計年度任用職員ということで、右側の現行のところ、第2条第1項第3号のところ、表の中で嘱託、下線の引いてあるところですね。「特定の事務又は技術」、こちらが削除されるという……嘱託というのはなくなりますので…。

第2条は、結城市生徒指導相談員設置要項ということで、7ページになりますが、第3条第2項のところ、相談員は非常勤ということでありますけれども、非常勤という言葉はもうなくなりまして、条文の左側で会計年度任用職員とするということになっております。

続きまして、第3条は、招致外国青年就業規則ということで、こちらは、現在はALTに関しては業務委託で、派遣ということになっておりますけれども、前のはちょっと規則が残ってまして、その平均、第26条第2項第2号の平均給与の1日分という改正になります。

第4条が結城市スクールソーシャルワーカー設置規則についてです。

9ページをご覧ください。

改めて9ページの左側に、第2条のところに下線部がありますけれども、会計年度任用職員とするということで規定をされました。

第5条については、給食センターの設置及び管理に関する規則になります。

9ページの右側の一番下です。今回、用務手という職はなくなりましたので、こちらは削除となります。

続きまして、第6条が生涯学習指導員設置規則ということで、右側、第3条ですね。教育委員会から委嘱を受けた、こちらが削除されます。また、先ほどもありましたように第3条の第2項の中に指導員は非常勤とするというものが非常勤という制度がなくなりますので、左側に同じように会計年度任用職員とすると。また、教育委員会が委嘱するのではなく、会計年度任用職員ですので、「教育委員会が任用する」という言葉を改正しております。

11ページをご覧ください。

第7条では、結城市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則ということで、やはり12ページの右側の表の一番下です。嘱託、職務は「特定の事務」という……がありますので、左側で削除ということになります。

こちらが議案第2号に関しては教育委員会の規則，7つの規則を一括して改正する規則ですね，こちらの制定ということになります。

続きまして，13ページになります。

こちらは教育長訓令の整備に関する訓令の制定ということで，改正する訓令は3つの訓令があります。結城市教育委員会事務決裁規程，それから2つ目が自家用車の公務利用に関する取扱要項，そして3つ目が結城市チームティーチング非常勤講師等取扱要項ということで，3つの訓令を改正いたします。

18ページをご覧ください。

まず1つ目の改正する訓令は，結城市教育委員会事務決裁規程，こちらで右側ですね，現行が表の中の下から2番目，7，賃金ということがあるんですけども，こちらは会計年度任用職員制度に伴って，会計年度任用職員報酬ということで，新たに整備をされますので，こちらが7番の賃金が削除という形になります。

その次が19ページから以降は7番の賃金がなくなったので，次の8番の旅費とかそういうところ，こちらが番号が1つ減る，9が8ということで，表はたくさん載っているんですけども，番号が減るという，これ新旧対照表になっております。

続いて，2つ目，改正する訓令は第2条として，22ページの下3行です。自家用車の公務利用に関する取扱要項ということで，次に23ページの一番上になります。こちら右側に現在，改正するところは「市町村立学校教職員給与負担法」，こちらが教職員から教が取れて，「市町村立学校職員給与負担法」ということで改正いたします。

また，右側に「嘱託職員雇用等管理規程」とありますところを「結城市会計年度任用職員」ということで変更されます。

続きまして，3つ目，第3条として，結城市チームティーチング非常勤講師等取扱要項ということで，やはり24ページの真ん中辺に第3条があるんですけども，右側の改正前が「非常勤の特別職」というところが改正後が「会計年度任用職員」というふうに変わります。

また，6条関係，6条でチームティーチングの中で介助員も含めてなんですけれども，1時間当たりの時間給が1,750円，介助員に関しては1,000円というのがあるんですけども，こちらについては左側，第6条で結城市会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の中で制定するんですが，こちらに伴って，こちらの表で定められているところによるということで変更になります。

続きまして，議案第4号としては，27ページをお願いします。

結城市学校図書館司書設置要項の一部を改正する訓令ということで，こちらは教育委員会の訓令，図書に関する会計年度任用職員になりますので，これを改正いたします。

29ページになります。

第2条、今現在、主任及び副主任というのを置いておりますので、それは削除いたします。左側ですね、第2条第2項を追加し、会計年度任用職員とするということで、変更されます。

このように4月1日からの会計年度任用職員という制度に伴って、教育委員会が関係する関係規則、訓令等を改正するものになります。

また、今現在、令和2年度の会計年度任用職員の応募（※募集）を行って、現在面接をしているところまでございまして、2月の先週の12日からあさっての20日までということで面接を行っております。学校教育課、指導課所管の学校用務手、それから学校司書、社会TT、介助員と生徒指導相談員、SSW、それから学校事務補といった7つの職に関して63名の募集をかけているところ、会計年度職員の募集をかけているところ、74名の応募がありまして、74名で63名の採用ということになります。

また、スポーツ振興課、生涯学習課所管の生涯学習指導員ですね。こちらに関しては3名の採用の中、4名の応募ということで、同じように面接をするところまでございます。

基本的には変わらず、処遇改善ということで、会計年度任用職員になりますと、期末手当の支給ということになりますので、こういった給与面では手厚くなるということで考えております。

以上、第2号、第3号、第4号の規則及び訓令の改正になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただいま事務局から、議案第2号から第4号の説明がございました。ご質問等がありましたらお願いいたします。岩崎委員、お願いします。

岩崎委員

初歩的な質問で申し訳ないんですが、会計年度任用職員というのは、1年更新で、ちょっと説明を。

教育長

事務局でお願いいたします。

学校教育課長

4月1日から3月31日までの任期は1年以内ということになります。原則として、翌年度以降も希望する場合は……、ただし、公募によらずに3年間2回までは再度任用ということもという運用もありますので、最長3年ということが勤務可能となっておりますので、この辺はまた来年この時期に各職員によって検討していきたいと考えております。あくまでも1年の雇用ということになります。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

その1年間は常勤でという形ですか。非常勤みたいなあれではなくて。

教育長

事務局、お願いします。

学校教育課長

そうですね、あくまでも週5日のうち4日とかそういった勤務体制はあります。また1日における時間も5時間とか、そういった、6時間とか、その職によって違いがありますが、非常勤……常勤ということは……ですけども。

教育長

勤務体系は週何日とか、その中で1日何時間までとかそういうのが、後

は年間でどのくらいとかというのがあるのかな。

学校教育課長 あります。職員によって時間の細かい規程があります。非常勤というのは特別職非常勤ということで、教育委員さんも含めてなんですけれども、学校とかそういった、学校評議員とか、そういった方が特別職非常勤ということで、あと、今回の会計年度任用職員、それから、臨時的任用職員というのがありまして、そちらに関してはあくまでも正規の職員の産休における休暇の補助とか、あの、あと療休における補助とかということの特別非常勤と会計年度、それから臨時的、3つの雇用、その形態に分かれて…。

岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

赤木委員。

赤木委員 ちょっとよくわからないんですけども、そうすると全県的な動きで、嘱託職員とか非常勤職員という言葉はなくなってくるんですかね。

教育長 どうでしょう、事務局のほうで。

学校教育課長 嘱託という言葉はなくなります。

赤木委員 そうすると、例えば結城市ティームティーチング非常勤講師取扱要項とありますよね。この場合の非常勤講師というのは、会計年度任用職員と何が違うんですか。

学校教育課長 会計年度任用職員の条例、会計年度任用職員給与条例と通常言っているんですけども、それに基づく給与体系であって、あくまでも非常勤とかそういった職はもちろん残るわけで、雇用の体系、給料とか旅費とか費用弁償とか、そういったものの、旅費とかそういった、休暇の取扱い、そういったものを一括した会計年度任用職員という制度の条例の中で運用していく。その中でいろんな職種が、T Tであったり介助員だったり。

赤木委員 そうすると、会計年度任用職員という大きな枠があって、その中に非常勤……

学校教育課長 そうですね、それぞれの……

赤木委員 ティーチング非常勤講師とかそういう役職が……

学校教育課長 それぞれの今回改正する規則等で細かく定められるということです。

教育長 多分、この改正案を見ると、非常勤講師という言葉は使わないで、会計年度の任用職員の中に介助員とかティーチング講師がいるというふうに読めるんですけども、これでいいんでしょうよね。もう第3条のところ、第3条関係ということで入っていて、第3条のところ、会計年度任用職員とするということになっているんだから、その中に介助員がいる、ティームティーチング講師がいる。だから、非常勤講師という言葉は使わないじゃないの。その辺はどうなんですか。

赤木委員 この23ページの第3条関係では、結城市ティームティーチング非常勤講師等取扱要項としっかり残っているんですね。

教育部長 非常勤というのはなくなったわけじゃないんですよ。非常勤というの

は、皆さんも非常勤です。なので、非常勤というのがなくなったわけじゃないんですけれども、今までの嘱託とかも全部会計年度になるよということなんです。

それで、このT Tの先生が非常勤というのがついているのは、この非常勤、残るかどうかはちょっと検討しなくちゃならないかな。これ直したほうがいいのかというのは。

学校教育課長
教育長
教育部長

言葉ですね。

職名としてね。

T Tの取扱い要項は作らなければならないので、会計年度の条例だけではT Tをどうやって対応するかが出てこないの、それは当然必要になります。ただ、名前に非常勤が入るかどうかはちょっと検討しなくちゃならないかなというふうに思います。

赤木委員

分かりました。

そうすると、併せて学校の先生方は、例えば非常勤講師とか常勤講師とか、それは残るんですか。

教育長

いや、もうやっぱり会計年度任用職員ということで、今、制度が変わっています。その説明がね、これからあるんですが、もうそもそもが非常勤というような形で勤務いただいている方については会計年度任用職員というような形の任用になります。

赤木委員

はっきりと辞令がその年度で切れるということなんです。

教育長

欠員、後補充とかね、そういうものはもうそれで任用は今までどおりやっていくことですね。県の職員の、教職員の場合。先ほどもそうでしたよね。正規の職員がいて、その人が療休を取るとか、育休を取るとか、そのときには臨時的任用職員。中には任期付とかそういう名称がついたりしますよね。教職員も同じように会計年度任用職員というような形になってきます。

赤木委員

ありがとうございました。

教育長

非常にたくさんの改正があるということ、関連して会計年度任用職員という大くりの中にまとめているという捉え方でよろしいですよ。

岩崎委員。

岩崎委員

この非常勤講師というか、非常勤だった人が会計年度の任用職員に扱いが変わると、これは勤務体系というのは、特に学校のあれの関わり方というのは何か大きく変わるんですか。さっき給料とかそういう待遇面の改善ということは伺ったんですが、学校とのほうの関わり方、そちらのほうの勤務の体系というのは、この非常勤と任用職では変わる……

教育長

お願いします。

学校教育課長

今回の制度改正で、勤務時間とかそういったものは基本的には変わらない。これまでと同じ学校における……

岩崎委員

じゃ、待遇とかいろんなその面の改善という。

教育長

処遇改善という部分がされていくという。

岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 質疑がなければ、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

議案第2号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

議案第3号は原案のとおり決定いたします。

最後に、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

議案第4号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎報告第5号 教育長報告について

次に、次第3、報告事項に入ります。案件は3件でございます。

報告第5号は教育長報告になりますので、私から報告させていただきます。

お手元の資料31ページ、32ページをお開きください。

報告第5号 教育長報告。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年2月18日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

32ページのほうにお進みください。

1番、令和元年度市内中学生進路出願状況について、2月13日現在、括弧は昨年度ということで、資料を提示しているところでございます。

これは、現在の3中学校の中学3年生の進路予定ということで、茨城県については先週10日、12日、13日の3日間、願書の提出がされたところ。明日、あさってと志願先変更というような状況。栃木県については明日、あさってが一般の入学願書提出というようなことで、今現在動いているところでございます。そこにある示された人数が茨城県立、栃木県立、また特別支援学校、国立高専、私立高校等に進路を希望しているというような状況でございます。今後、志願先変更等も含めて若干の動きはあるかなというふうに感じているところです。

ただ、今年の志願先の状況が発表されたところ、茨城県の中高一貫ということで、附属中学校が県立の出たところで5校あるんですけども、そのうち3校は定員に満たない、志願の中学生からの受験生が下回っていると、募集定員に対して志願者が。1つは、ちょうど同じ数、もう一つ、竜ヶ崎一高だけが募集人員を超えて志願がされている。だから、下館一高とか鉾田一高だとか、太田一高だとか、そういうところは定員に満たない志願だと。ちょっとね、この辺が動向を見守っていく必要もあるなということを感じているところです。

また、今後の高等学校の入学試験等の日程については、前回もお知らせしたところでございますが、そのような状況であります。

続いて、2のその他としまして、(1)令和2年3月1日日曜日でございますが、県立高等学校、特別支援学校高等部等の卒業式が予定されております。

(2)の令和2年3月8日日曜日でございますが、第2回YEGカップ駅伝大会、これは小学生の少年団等の駅伝大会ということで、商工会議所の青年部のほうで昨年度から開催がされたところで、今年2回目をということで計画されているところでございます。

(3)の市内の中学校の卒業式。

(4)令和2年3月13日、委員の皆様にもお世話になるところでございますが、結城市表彰式典ということで、予定されております。

(5)の令和2年3月17日月曜日、臨時教育委員会。前回は金曜日の15日…

指導課長
教育長

当初は13日だったんですが、15日になりました。

大変失礼しました。13日の予定だったのが県のほうの日程が変更になりまして、臨時教育委員会を3月17日月曜日ということで変更させて…

教育長

16は月曜日か。じゃ、これ私の誤記であります。「17」を「16」に、大変失礼しました。だからか、曜日が合わない。大変失礼しました。16日に訂正をお願いいたします。臨時教育委員会ということで、教職員の人事異動内示ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

(6)の3月19日が市内小学校卒業式。

(7)3月22日火曜日が市内の小中学校の修了式……

指導課長
教育長

24に、すみません。

24日、大変失礼しました。申し訳ございません。訂正をお願いします。

(7)の市内小中学校修了式、3月24日、曜日は。

指導課長
教育長

火曜日です。

火曜日。

(8)インフルエンザ等の学級閉鎖状況につきましては、机上には別紙で、昨年度との比較の学級閉鎖等の比較で資料を載せてございます。若干今年はインフルのほう落ち着いて、大きな流行になっていないかなと。

ただ、やはりインフルエンザでの学級閉鎖等も市内で、城西小であるとか、実際、先週等閉鎖しているところをごさいますて、手洗いとかそういうのをしっかり指導しているところをごさいます。

参考としまして、1、令和2年結城市議会第1回定例会につきましては、その日程、2番の第3回小中学生市長表敬訪問等を昨日実施したところをごさいますて、その名簿等が別紙で、関係の文化面、スポーツ面でたくさんの子童生徒がすばらしい成果を収めていただいた表敬訪問をしたところをごさいます。

以上、大変申し訳ございませんでした、誤記等がございましたが。何か質問等ございましたらお願いいたします。

お願いいたします、赤木委員さん。

赤木委員

1番の中学生の進路出願状況についてなんですが、学校それぞれの状況等もあるでしょうけれども、全体的に見ると、茨城県立高校が希望している子供たちが減って、栃木県立高校を希望している子が増えている。また、私立高等学校等、あるいは小山高専も含めてなんですが、志願している子が増えているというのは、これは茨城県立が減って栃木県関係が増えているというのはどういう状況なんでしょうね。たまたまなのかな。

指導課長

様々なことが考えられると思うんですけども、一番やっぱり大きかったのが倍率でも出たとおり、下館一高の中等ができたことによって、定員が40人減ったというのが相当各学校のほうでは大きな影響があったようです。今まで何とかこれくらいで行けるかという子供たちがみんなよその学校にいるということで。例年というよりも、何年かに1回、こういう大きな改定があるときには、進路指導のほうも、初年度ということで、保護者との面談であるとかを十分やっていくわけなんですけれども、その中で安定して進路が選べるというところで、そういう年度に限って私立高校が増えるという傾向にあるのも確かなところだと思います。

ですので、今回も私立高校と栃木公立が増えた、この分が茨公立が減ったというふうな読みはできるかと思うんですけども、今、もちろん下館一高の1つのことでこういうふうな結果になったとは思いませんが、今回の場合、私立が増えたというほうが特徴的に、顕著に現れたのかなというふうに考えております。

私立の場合も進路決定しているお子さんも出てきましたので、そういう点では、今回、規定がいろいろ変わった年の特徴が顕著に出たのかなというふうには、各中学校ではお話があったようです。

教育部長
教育長

もう私立は授業料の免除というのが大きいですね。

そうですね。今、鶴見教育部長さんがおっしゃられたように、私立の授業料の免除というかね、そういうのが大きいだろうというのは県のほうの教育委員会のほうでも分析の中で、全体が茨城県立の倍率が、全日制だけでも1.01倍ぐらいなのかな。定時制まで合わせると0.99倍ぐらいの、1倍にならないような報道がされていたところですよ。

赤木委員 私立の授業料の免除というのは来年度からでしたか。
教育部長 今もやっているんですが、キャップが県立と同部分なんです。そうすると、県立は9千円かそこら辺になるんですね。年間が10万円前後ですかね。そこでキャップかかっていたんですけども、来年からはもっと、私立はもっと上まで行きます。

教育長 かなり手厚くなっていると。
教育部長 はい、手厚くなります。
教育長 これからこの傾向は、きっとそのままいくとね、出ていくのかなという、この状況がね。

赤木委員 ありがとうございます。
教育長 そのほかいかがでしょうか。
岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 1番の進路のその他のところの生徒さんの内容についてちょっとお聞かせいただければと思うんですが。
教育長 お願いいたします。
指導課長 結城南中学校で3名、その他ということで、在家庭、就職、帰国とあるんですけども、まず在家庭のほうなんです。不登校のお子さんでなかなか家から出られないということで、進路指導ということでは一生懸命頑張ったんですけども、進路的には選べなかったというお子さんが1人です。就職というのは、ご家族が働いているところにお子さんも一緒に働き出すところ。帰国はタイのほうに帰国するという。卒業後タイに戻って、向こうの高等部のほうに進学が決まっております。

東中学校3名のうちに在家庭のほうなんです。こちら外国籍のお子さんなんですけれども、まだ小さい赤ちゃんとかが何人かいるご家庭で、両親が働きに出るので、その子が実際に主婦のような形にせざるを得ないというお宅のお子さんです。帰国についてはパキスタンのほうに帰国をする、現在もしているんですけども、そのままパキスタンのほうに残る。他県の公立ということで、剣道なんですけれども、山形県のほうの学校に進学するところで、その他のほうに入れさせていただきました。

以上でございます。
岩崎委員 ありがとうございます。
教育長 よろしいでしょうか。
そのほかいかがでしょうか。
(発言する者なし)

教育長 ありがとうございます。
それでは、教育長報告については以上でよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長 ありがとうございます。

◎報告第6号 令和2年度学校給食センター物資納入業者について

続きまして、報告第6号 令和2年度学校給食センター物資納入業者について、事務局の説明をお願いいたします。

学校教育課長

33ページからになります。

報告第6号 令和2年度学校給食センター物資納入業者について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年2月18日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

それでは、お手元の資料の34ページ、35ページになります。

まず34ページは、先日、2月17日に令和元年度第2回結城市学校給食センター運営審議委員会を開催いたしました。その中で令和2年度の給食用一般物資の納入業者について審査しましたところ、16の業者について決定をいたしましたので、報告を運営審議委員会会長から結城市教育委員会教育長へ報告があったところです。

審査した内容につきましては、この報告に載っていますように、1から5番までの必要な書類をそろえて審査をしております。新規事業者につきましては、事業所並びに保管場所等の確認を給食センター職員において行っております。

35ページをご覧ください。

具体的に16の業者の名前が載っております。一番左側のナンバーの1番から15番までは令和元年度、今年度も実際に納入している業者になります。16番の中澤精肉店につきましては、令和2年度からの新規の事業者になります。新規の事業者の中澤精肉店についてですが、結城市の事業者になりまして、食肉及び食肉加工品の納入が可能な業者でございます。

以上16業者ということに決定いたしましたので、教育委員会のご報告となります。よろしくをお願いいたします。

以上です。

教育長

ただいま事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

この前、県のほうで説明があったんですけども、いろんな納入業者のほうでどんどん撤退しちゃっていて、もうパンが出せないとか、近くに業者がいなくなっちゃって、かなり広範囲のところから納入してもらっているとか、そんな話題になっていて、この県西地域は非常にそういう点では恵まれているところだということを感じました。麺とかパンとか、米飯とか、こういうものが提供いただけるということは。もう県北のほうじゃほとんど業者がなくなっちゃっているような話も出ていますね。

赤城委員

何か、これは雑談なんですけれども、今日のテレビでコロナウイルスで随分、外国産の野菜がこれから入ってこなくなっているとか。

教育長

中国辺りからね、入ってこないとか報道されてましたね。

その辺は何かありますか。

給食センター係長 給食センターの森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、給食センターでは、中国からの輸入物は使っておりませんので、直接的な影響はないかと思うんですが、今現在、納入業者から、コロナウイルスに関しての懸念事項というのは報告されておられません。

教育長

でも、高くなっていくかな、これから。ちょっとね。随分、中国産というので、全部ストップかかっちゃっててという。確かに野菜類はね。いろんな影響を受けるのが給食物資ということもね、あるかもしれない。

岩崎委員

これは食材の、地元の物を使用している割合というのは今どのぐらいになっているんですか。

教育長

お願いします。

給食センター係長

年に1回、県の地産地消の調査がございまして、11月に実施されるんですが、平成30年度の調査時点で50.7%になってございまして、毎年50%前後の茨城県内産、結城市産ということで、広い意味での茨城県内産ということで調査しますと、50%前後は確保されております。

岩崎委員

県内である程度食材が確保されていれば、そういう何か影響も少なくないかなと思うんですけども。それでも、食材だけじゃなくて、間接的なものもね、いろんなものも今、こういうフィルム一つ取っても、すごく、こんなものまで調達が難しくなるんじゃないかというような、少し出てきているので。そういう動向をちょっと早めに捉えて対応をお願いしたいと思います。

教育長

よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、報告第6号については以上にしたいと思います。

◎報告第7号 第20回結城シルクカップロードレースの結果について

続きまして、報告第7号 第20回結城シルクカップロードレースの結果について、事務局をお願いいたします。

スポーツ振興課長

それでは、資料の34ページをご覧いただきたいと思います。

報告第7号 第20回結城シルクカップロードレース大会の結果について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年2月18日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

お手元に別紙で資料をお分けしてございますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

エントリーとしまして、人数ですが3,369というふうな形で入っております。このうち市民エントリーは1,340人ございました。この中の3,369には、これ白鷗大学ランナーも含まれております。そういった意味でご理解いただければと思います。

当日は雨天の中、2,687名の方にシルクカップロードレースを楽しんでいただきました。出走率としては79.8ということで、昨年より若干減っているような状況でございます。これは雨天の影響があったのかと

思われます。

また、この大会におきましては約350人以上の市職員の方、それからボランティアの方等のご協力をいただきまして、今大会も無事終了することができました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

それと、1点すみません。

今回、記録ということで、最後から2枚目、裏面になるんですが、10キロ男子39歳以下というところで、新記録が出ています。蛭田さんという方で、福島の方ですが、29分48秒ということで、今までの記録が30分22秒ですが、これを約1分弱縮めた記録でございます。

教育長 それじゃ本当に全国レベルというか、世界レベルというか、そういう話ですよ。

岩崎委員 それたしか山形の職員の人ですよ、30分何秒という方。あれでもすごいなと思ったんだけど、30分切った。

教育長 事務局の報告がございましたが、何かございませんでしょうか。

赤木委員 よろしいですか。

教育長 赤木委員さん。

赤木委員 すみません、本当に雨の中お疲れさまでした。

これを見ると、この入賞者一覧を見ると、小学生の部でほとんどが他県、あるいは他市ですよ。地元も頑張っているんですか。

スポーツ振興課長 地元の子供たちも、スポーツ少年団の子供たちにも結構出ていただいておるんですけれども……

赤木委員 出ることは出ているんですね。

スポーツ振興課長 はい。この中でちょっとはっきりは分からないんですが、親子ペアで第7位に入った青山さんという方、結城WESTなんで、これ結城の方かなと思います。後は残念ですけれども、ちょっと結城ということで出てこないのはあれなんですけれども。

赤木委員 でも、参加があればね。参加は……

教育長 たくさん出てくれているんですよ。たくさん出てくれているんですけども、県外はクラブチームなんだね。陸上クラブみたいところに所属して、本格的ないで立ちで参加していますので。履いている靴も違います。

小学生とか親子ペアが100%近く走ってくれているってすごいなと思いました。

赤木委員 すごいですよ。

教育長 あの雨の中で。今、中学生がキャップね、暑さというか熱中症対策で帽子なんかを中学校で利用しているんです、男の子も女の子も、同じようなもの。だから、今後はそんなのもね、雨天のときは利用できるというかなんて思っているところですよ。

赤木委員 でも、参加者のTシャツなんかも結城のは断然いいんだなんてね、評判もいいし。

教育長

ありがとうございます。

そのほかよろしいですかね。

それでは、報告第7号については終わりいたします。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の案件について終了いたしました。

慎重なご審議、ご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

教育委員会2月定例会を閉会いたします。

午後2時20分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員